平成２８年（フ）第５４号
兵庫県西脇市西脇1117番地の２　クイーンビル３Ｆ、前住所兵庫県西脇市和田町930番地の１
債務者　高瀬　　愛（旧姓中西）
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６４９号
広島市安佐南区伴東５丁目６番22―502号
債務者　大野　早苗
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４３２号
前住所福岡市早良区田隈２丁目25番15―102号
債務者　大嶋　泰浩
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４１号
福岡市博多区麦野５丁目14番34―507号
債務者　宗像未和枝
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５４号
福岡市城南区梅林５丁目41番26―102号
債務者　菰田千恵美
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６３号
福岡県福津市西福間３丁目12番21号　しあわせ荘12号
債務者　海老原誠治
１　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６４号
福岡県福津市西福間３丁目12番21号　しあわせ荘12号
債務者　海老原美樹（旧姓白石）
１　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７９号
福岡県大野城市下大利４丁目15番12―502号　コアマンション下大利ネクステージ
債務者　桑野　由美（旧姓岩永）
１　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５０６号
福岡県糸島市神在405番地　神在団地Ｂ棟107号
債務者　吉田　瑞穂
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５０号
福岡県春日市桜ヶ丘１丁目20番地　インテンド的野201号
債務者　西川　忠憲
１　決定年月日時　平成28年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５１号
福岡県朝倉市須川1012番地
債務者　足立　恵美
１　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６０号
福岡県糸島市志摩稲留９番地２　ＮＥＷ　ＳＥＮＳＥ　103号
債務者　内田　幸歳
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７７号
福岡市西区今宿東１丁目18番７―３号
債務者　宮本　輿一
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７８号
福岡市西区今宿東１丁目18番７―３号
債務者　宮本登美子
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８４号
福岡市東区馬出１丁目29―13―205号、住民票上の住所福岡市博多区吉塚１丁目26番14―202号
債務者　藤井　美里（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８７号
福岡県春日市昇町５丁目11番地　コンパスローズ303号
債務者　川添　眞美
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８９号
福岡市早良区原３丁目９番32号
債務者　樋口　祐太
１　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部